保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けしています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
歯の健康相談	10月 1日(水)	午後1時30分~2時30分	歯科医師・歯科衛生士
こころの健康相談(予約制)	9月17日(水)	午後1時15分から	カウンセラー・保健師(治療中の人は除く)
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
大栄分館赤ちゃん相談(予約制)	10月 7日(火)	午前9時30分~10時	平成25年12月、平成26年1・6・7月生まれ
赤ちゃん相談・4カ月	9月29日(月)		平成26年5月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	9月26日金	午前9時~9時30分 午後1時~1時30分	平成25年11月生まれ
1歳6カ月児健診	10月 2日(木)		平成25年3月生まれ
2歳児歯科健診	10月 9日(木)		平成24年3月生まれ
3歳児健診	9月25日(木)		平成23年3月生まれ
5歳児健診(予約制)	9月24日(水)	午後1時~1時15分	平成21年4月2日~22年4月1日生まれの幼稚園や保育園に
つ成の1性部(リアボリカリ)	シ/1/24日(が)	午後1時40分~1時55分	通っていないなどの理由で、健診を受ける機会のない幼児
こころの発達相談(予約制)	10月 8日(水)	午前9時~11時50分	心理発達に心配のある乳幼児

- ●母親学級(予約制)…主に初めて母親に なる人が対象
- パパママクラス(予約制) …妊婦とその 家族が対象
 - ※日時などくわしくは健康増進課へ。
- ●こんにちは赤ちゃん事業…生後4カ月までの赤ちゃんが対象
 - ※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳 別冊)を健康増進課へ送付。



献血にご協力ください

【イオンモール成田】

造

*中台第二

*高岡

9月20日(土)·21日(日) 午前10時~11時45 分、午後1時~4時30分

9月25日休 午前10時~午後4時30分【市役所】

9月29日间午前10時~午後4時

26-8889

29-6676

96-0042

※都合により変更になる場合があります。 くわしくは千葉県赤十字血液センター 献血推進二課(☎047-457-0711)へ。

こども急病電話相談

☎ #8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、 午後7時~10時・年中無休

成田市

医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、 無料で相談に応じます。

24時間 いいサービス 0120-24-1130

日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。 来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500) 藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158) 聖マリア記念病院(取香・☎32-0711) ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土 屋・☎23-8070)

大田クリニック(日曜日の午前中・ウイン グ土屋・☎23-2100)

なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉 岡・**☎**49-0533)

急病診療所

☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

診療日	診療 科目	診療時間
毎日 (休診日なし)	内 科 小児科	午後7時~午後11時 (受け付けは午後10 時45分まで)
日曜日・祝日 8月13日〜15日 12月29日〜1月3日	ハハウギ	午前10時〜午後5時 (受け付けは午後4時 45分まで)

育園開放日



※事前に症状を連絡し、受付時間内に健康保険証を持って来所してください。

小御門 *松 崎 26-8282 9/19億、10/3億 96-2362 9/18休)、10/2休) *三里塚第一 24-0752 9/26金、10/10金 荻 35-0165 9/16(火)、10/7(火) 赤 *赤 坂 20-6900 9/18休)、 10/2休 *=里塚第 35-0081 10/14火、10/28火 10/28(火) 37-0005 橋賀台 28-0676 10/14(火)、 長 沼 ф 27-9023 9/17例、 10/ 1(水) 73-3000 毎日 *大 26-2472 (土・日曜日、祝日を除く) 27-5773 10/ 吾 *吾 妻 9/24%、 8(JK) *宗

*公津の杜

*成 田

*つのぶえ

29-6551

22-0856

22-0867

9(木)

9/25休、10/

9/16(火)、10/7(火)

9/24%、10/8%

*は一時保育あり(要予約)

一時保育のみ

このコーナーの問い合わせは各保育園へ。三里塚第一・三里塚第二・長沼・大 栄・宗吾・公津の杜保育園以外は予約が 必要です。

時間=午前10時~11時(長沼は午前9時~ 午後0時15分、大栄は午前9時30分~ 午後4時30分、宗吾・公津の杜は午前9 時~正午・午後1時~3時)

対象=保育園・幼稚園に通っていない就学 前の乳幼児

福祉と健康

HEALTH AND WELFARE

児童扶養手当

現況届は提出しましたか

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がないと8月以降の手当が受けられません。まだ提出していない人は、至急届け出をしてください。

提出場所=子育て支援課(市役所2階)、 下総・大栄支所

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

成田赤十字病院・旭中央病院

初診の際は紹介状を

成田赤十字病院

成田赤十字病院では、一部の診療科を除き、「完全紹介制」をとっているため、初診の際に紹介状がないと受診できません。10月1日似からは、整形外科もその対象に加わります。

完全紹介制の診療科=外科、内科、整形 外科、神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、 皮膚科、泌尿器科、歯科口腔外科

旭中央病院

旭中央病院では、一部の診療科を除き、 初診の際に紹介状を持っている人の診療 順を優先的に変更しています。

特に、整形外科では、初診の際に紹介状がないと受診できません。

※くわしくは成田赤十字病院(☎22-2311)、旭中央病院(☎0479-63-8111)へ。

こころの健康相談(予約制)

ストレスを感じていませんか

2週間以上眠れない日が続く、憂鬱な気分になるなど、心身に異常はありませんか。一人で悩まず、気軽に相談してください。

会場=保健福祉館

対象=過去に専門の医療機関で受診した ことがない人

相談料=無料

※日程などは保健インフォメーション (18ページ)をご覧ください。くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

柔道整復師のかかり方

国保が使えない場合も

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。

保険が使えるとき

- ○医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打 撲・捻挫(肉離れを含む)などと診断ま たは判断され、施術を受けたとき(骨 折・脱臼は緊急の場合を除き、医師の 同意が必要)
- ○骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その 原因がはっきりしているとき

保険が使えないとき

- ○日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉 疲労
- ○脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の 改善が見られない長期の施術

施術を受けるときの注意点

- ○重複受診をしない…同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります
- ○けがの原因を正しく伝える…外傷性の けがではない場合(神経痛・五十肩・ ヘルニアなど病気による痛み)は保険 が使えません。また、仕事中のけがで 労働災害に該当する場合、保険給付が 行えません
- ○療養費支給申請書は本人が署名…申請 書の記載内容を確認し、本人が署名・ 押印してください
- ○領収書を必ずもらう…市から送付される「医療費のお知らせ」の請求内容と 合っているか確認しましょう

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



臨時給付金

申請をお忘れなく

市では、臨時福祉給付金、子育て世帯 臨時特例給付金の支給申請を受け付けて います。

支給対象と見込まれる人には、申請書 類を郵送しました。受け取ることができ るのは、どちらか1つの給付金を1回限 りです。

臨時福祉給付金

対象=平成26年度の市民税が課税されない人(課税されている人の扶養である場合や、生活保護を受けている人などは除く)

金額=1万円(次に当てはまる人は5,00 0円を加算)

- ○老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基 礎年金などの受給者
- ○児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者
- 申請方法=6月下旬に郵送された申請書 類に必要事項を書いて、同封の返信用 封筒で郵送

申請期限=12月26日(当日消印有効) 問い合わせ先=社会福祉課・給付金専用 ダイヤル(☎20-1900、土・日曜日、 祝日を除く午前9時~午後5時)

子育で世帯臨時特例給付金

対象=平成26年1月分の児童手当(特例 給付を含む)の受給者で、平成25年の 所得が児童手当の所得制限限度額に満 たない人

支給対象となる子=平成26年1月分の 児童手当(特例給付を含む)の対象となる子ども(臨時福祉給付金の対象となる子どもや、生活保護を受けている子どもは除く)

金額=子ども1人当たり1万円

申請方法=5月下旬に郵送された申請 書類に必要事項を書いて、直接また は郵送で子育て支援課(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ。公務 員は勤務先で配布された申請書と児童 手当受給証明書を子育て支援課へ

申請期限=12月1日(月)(当日消印有効)

問い合わせ先=子育て支援課・給付金専用ダイヤル(☎20-1745、土曜日・祝日を除く午前9時~午後5時)

※くわしくは各問い合わせ先へ。